

第10回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年11月16日(金)午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所法廷棟103号共用室

3 出席者

河合良房委員，小林博委員，祖父江正博委員，田邊三保子委員，寺島美紀子委員，中村孝委員，中村直文委員，花井泰子委員，平井純子委員，藤原勉委員，松尾真吾委員（五十音順）

4 議事

(1) 新委員の紹介（自己紹介）

中村直文委員，河合良房委員，小林博委員，祖父江正博委員，寺島美紀子委員，花井泰子委員，平井純子委員，藤原勉委員

(2) 委員長の選任（片山委員長の転出に伴うもの）

委員会は，地方裁判所委員会規則第6条1項に基づき，中村直文委員を委員長に選出した。

なお，委員長選出に際して，次のとおりの意見があった。

（A委員）ほとんどの地裁委員会では，裁判所長が委員長に選任されている実情にある。裁判所との関係では実務的な意義があると思われるが，この委員会が裁判所の諮問機関である以上，諮問する側（所長）と諮問される委員会の委員長とは異なる人とすべきである。委員会の実際の運営としても，委員長を裁判所のトップが担当すると，委員と委員長とのやり取りが多くなるという弊害があると考えられる。できれば，委員長は，法曹関係者以外の学識経験者の委員が担当するのが望ましい。

(B 委員) 諮問機関ということであれば、A 委員と同意見である。この委員会が主として広報を目的とするものであれば、趣が異なることもあり、内部の者が担当することもある。

(C 委員) 委員会の性格については、発足以来、議論があったところである。条文上も諮問機関という文言がある。しかし、純粋な諮問機関であるかという点、この委員会は、裁判所からの情報発信的な意義もあり、委員から広く意見を伺って裁判所運営に役立てるという目的もある。その意味では、狭義の諮問機関ではなく、広く意見を伺うためには、実務的な委員会招集手続や資料作成などについて、内部事情が分かっていると円滑に処理できないこともあり、所長がその庶務役を務めていたのが実態である。所長が委員長を務め、委員からの意見を裁判所の運営に直接フィードバックし、役立てるのが相当である。

(3) 委員長代理の指名

委員長は、地方裁判所委員会規則第 6 条 3 項に基づき、田邊三保子委員を委員長代理に指名し、委員会に報告した。

(4) 委員長あいさつ

(5) 債務整理手続の概要について

特定調停事件及び破産、再生事件等の手続概要についての説明（説明者；土本民事首席書記官）

(6) 特定調停手続について

ア 特定調停手続の内容及び岐阜簡裁における利用状況等についての説明（説明者；岐阜簡裁佐藤裁判官，同清水主任書記官）

イ 特定調停事件の処理状況の説明（説明者；岐阜簡裁辻民事調停委員）

ウ 質疑応答の内容は、別紙のとおり

(7) 破産、再生手続について

ア 破産事件（免責手続を含む。）及び再生事件の手続についての説明及び岐阜地裁における利用状況についての説明（説明者；岐阜地裁日比野裁判官，同山内主任書記官）

イ 模擬債務者審尋を実施（岐阜地裁日比野裁判官，同山内主任書記官）

ウ 質疑応答の内容は，別紙のとおり

(8) 次回の意見交換のテーマについて

「裁判員制度の準備状況等について」

(9) 次回期日

平成20年5月28日（水）午後1時30分

(10) 本日の議事概要について

議事内容における発言者については，今回からA委員，B委員，説明者という特定方法によることとする。

なお，委員の交流会等の開催については，後日，各委員の意向を確認する。

おって，委員長あいさつ以降の議事について，報道機関に公開することとした。

(別紙)

「特定調停手続」に関する質疑応答

(D委員) 特定調停が不成立で終了するのは、どの程度の割合か。

(説明者) 平成18年度の終局事由によると、不成立で終了した事件はなく、取下げが1割となっている。

(C委員) 調停に代わる決定というのは、どのような意味なのか。

(説明者) 特定調停の相手方は、貸金業者等の会社であるが、特定調停に関する対応は、概ね本店等で集中的に行っている。相手方が調停期日に立ち会うことができないため、電話で交渉し、合意をとったりして、異議がなければ調停成立と同じ効力がある調停に代わる決定をしている。

(C委員) 調停に代わる決定の割合は、9割近くもあるのか。

(説明者) そのとおりである。相手方との電話での交渉は時間も要するため、本当は、相手方にも裁判所に来てもらいたい。

(A委員) 調停に代わる決定では、利息制限法の利率に引き直して元金充当の計算をして出した残債務(残元金)額の分割支払等になるのか。

(説明者) そのとおりである。

(E委員) 特定調停は、比較的資産がある人が利用(申立て)しているのか。

(説明者) 特定調停では、返済の資力があることが前提となり、継続的な収入のあるサラリーマンなどが申立てをしている。

(E委員) 裁判所は、申立人が調停で合意した内容どおりに返済しているか否かのフォローをしているのか。

(説明者) 返済の確認はしていない。また、強制執行まで進むケースは比較的少ない。

(F委員) 調停に代わる決定について、残債務額にもよるが、月額を支払額の限

度はあるのか。

(説明者) 収入にもよるので、一概には言えない。グレーゾーンの金利で長く返済していた場合、引き直しによって、思いのほか残債務が少額となることがある。

(F委員) グレーゾーンの金利で借りて、長期間にわたって返済した実績があると、払い過ぎた分が返還されるのか。

(説明者) 利息制限法による利率に引き直して計算するため、元金に充当した結果、過払いということもある。

(F委員) 支払いのための原資は、夫婦共働きの場合、二人の収入を基礎とし、月額を支払額が決められるのか。

(説明者) 世帯の総収入を考慮して決められると思われる。

(A委員) 特定調停の事件数はかなり多いが、調停委員としては、大変ではないか。特定調停の特色(利点)は、どんなところか。

(説明者) 事件数は多いが、大丈夫である。特定調停は、申立人にとっては、借りたものは返すという責任を果たせた気持ちになることが特色である。これに対して、個人再生は、残債務の一部をカットすることから始まるものである。

(C委員) 申立人は、何社を相手方として申し立てることが多いのか。また、調停での交渉は、相手方1社あたりどの程度の時間を要するのか。

(説明者) 相手方としては、5社ないし6社というのが平均である。1社あたりに要する時間は、約1時間程度であるが、それ以上かかる場合もある。

(C委員) 交渉する上で、手強い業者はいないのか。

(説明者) 業者にとっては厳しい判例が出てからは、以前よりは、裁判所で解決してもらえるようになった。

(H委員) 無料法律相談や司法書士を通じて、申立てのために裁判所に行くことは分かるが、直接、住民が裁判所に申し立てることもあるのか。

(説明者) インターネットによる情報，広報誌，口コミによって，自ら申し立てることもある。

(H委員) 調停では，税金，国民健康保険料及び年金掛金の支払いについても，触れられるのか。

(説明者) それについては，調停の中で話が出てくる。申立人からの事情聴取の際，その支払いの指導をしている。

(B委員) 特定調停を申し立てた人は，その後，貸金業者等から借入れができるのか。

(説明者) 原則として，貸金業協会に登録されている業者からは借入れができなくなるが，それでも，貸し付けをする業者もいるようには聞いている。

(B委員) 以前は，自殺者の遺品の中に，多くのカードが出てきたが，そういう自殺は減ってきたように思われる。

(G委員) 特定調停は，真面目な人に力を貸すという意味で，良い制度であると思われる。

(F委員) 調停で決められた支払いについて，その履行中は，金利は付かないのか。

(説明者) 金利は付けていない。

(I委員) 特定調停手続を初めて知った。社会的問題である自殺者が減るという意見があったが，この手続の広報活動は進んでいるのか。

(説明者) 裁判所のホームページに掲載したり，市役所等にパンフレットを備え置いてもらっている。

(J委員) 約3,000件もある特定調停事件を少なくしていく努力が必要ではないか。特定調停によらなくてもいいような社会にするため，クレジット会社に対する教育も必要ではないか。

(説明者) グレーゾーン金利に関する判決が出されてからは，急激に特定調停事件は減っている。

- (C委員) 特定調停手続は、本質的には、裁判所で行う事後措置である。
- (説明者) 特定調停で助かるから借りるというのでは困るが、特定調停手続を多くの人に知ってもらい、苦しまずに支払うという目的で裁判所を利用してもらいたい。
- (F委員) いつ借りたのか曖昧な場合、特定調停では、さかのぼってもらえないとも聞かすが、その点は、どのように調停が行われるのか。
- (説明者) 債権者である相手方から必要な資料を提出させており、借入日や残額は分かってくる。債権者は、事実をほぼ明らかにしてくれるようになっている。

「破産，再生手続」に関する質疑応答

- (D委員) 模擬債務者審尋において、裁判官が免責不許可事由の説明をしていたが、事前に説明しなければならないことになっているのか。
- (説明者) 特別な規定はない。債務者は、免責に関する理解が深くなく、免責不許可事由を説明して理解させている。
- (D委員) 事前に免責不許可事由の説明をすると、不許可事由はないとうその申告をすることを助長してしまわないか。
- (説明者) 免責申立書には、免責不許可事由に該当することは一切ないと記載してあれば、裁判所で調査するのには限度がある。債務者審尋において同様に該当することはないと答えている場合でも、債権者からの意見聴取の結果、破産者には浪費があるとか、このようなことに毎日のように出費しているという意見書が提出されることがある。このような場合、うその申告をしたことになり、そのこと自体が不許可事由となることがある。

(F 委員) 破産事件に弁護士が付いている場合、債務者審尋には弁護士に来てもらうのか。

(説明者) 本人と代理人である弁護士に来てもらう。

(F 委員) 弁護士を付けずに本人が申立てをしているのは、どの程度の割合か。

(説明者) 全体の 1 割程度であるが、本人申立てであっても、司法書士の手助けをしてもらっているのが実情で、純粋な本人申立てはほとんどないと思われる。

(E 委員) 免責許可となるのは、どの程度あるのか。

(説明者) 岐阜地裁の場合、免責不許可決定となっているのは、年間数件というレベルである。

(E 委員) 破産手続を説明している最高裁作成のリーフレットは、手続の流れなどについて、少し難しくないか。

(C 委員) 用語 (単語) 自体が分からないこともあるのではないか。

(A 委員) 手続等を理解している人が作成しているからだと考えるが、私としては、よく分かる内容となっていると思う。

(E 委員) 模擬審尋では、破産と免責に関する審尋を同一時期に実施していたが、このリーフレットの図解では、そのようなことが分からないのではないか。

(説明者) 最近になって、破産と免責に関する審尋を一体としてできるように法改正があった。

(C 委員) 破産手続と個人再生手続のどちらを選択すべきかは、本人では分からないのではないか。

(A 委員) 多重債務問題を抱えている場合は、破産手続になることが多い。個人再生手続では、負債の原因は問題にならない。破産手続の場合、免責不許可になる場合は破産申立てをしないが、事情によっては、免責不許可となる前提で申立てをすることもある。

- (G 委員) 破産すらできない人は、どうするのか。
- (A 委員) 任意整理をすることになる。たとえば、いわゆる闇金融だけ対応し、仕事を探してもらおう。職場で働ける環境を作りつつ、個人再生等の手続を検討するということもある。
- (C 委員) 法テラスで法律扶助を相談し、破産手続費用等を立て替えてもらうことも可能か。
- (A 委員) 無料法律相談のほか、破産の場合であっても立替えを利用できる。
- (F 委員) 二十歳くらいの人がクレジットによる買い物をさせられ、かなりの負債がある場合、商品売る方にも問題があると考えられるときでも、免責不許可となるのか。
- (説明者) 一般的には、浪費に該当する行為によって多額の債務を負うことになったということであれば、免責不許可事由があることになる。ただし、裁量免責許可という余地はある。裁判官は、具体的な事情を総合的に考慮して、裁量免責許可の決定をする。商品を買ってすぐ破産の申立をする場合と、しばらく毎月の支払をしてきたが途中から支払ができなくなった場合とは事情が異なる。免責に対する債権者からの意見（異議）の内容も考慮することになる。
- (C 委員) 破産手続等が活発に利用されている実情は理解できたと思う。疑問点があれば、裁判所に質問していただきたい。
- (A 委員) 破産などの裁判手続について、多くの広報の方法を考えてもらい、アイデアを寄せてもらいたい。